

別紙

諮問第588号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇を求める請願書」を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都教育委員会が保有する下記の請願書 〇〇を求める請願書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成29年3月17日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 〇〇の真相を究明するために提出した「〇〇を求める請願書」は、教育委員会が責任と権限において採択し保全している。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 請求個人情報である「〇〇を求める請願書」については、平成10年〇月教育委員会秘密会の会議録中の記述から、平成10年に審査請求人から処分庁に提出されたものとする。

イ また、「教育委員会（都立学校）共通事案に係る文書等保存期間表」において、「陳

情、請願の処理」に関する文書の保存期間は、「重要なもの」が「5年」、それ以外のものは「3年」と規定されている。

ウ したがって、平成10年当時の陳情、請願関係の文書は、保存期間が「3年」とされていた場合には平成14年度に、保存期間が「5年」とされていた場合には平成16年度に廃棄されており、いずれにしても現在は存在しない。

エ 以上のことから、本件開示請求について請求個人情報は現存しないため、非開示とする本件処分を行った。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 8月 2日	諮問
平成29年11月22日	新規概要説明（第182回第一部会）
平成29年12月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成29年12月20日	審議（第183回第一部会）
平成30年 1月30日	審議（第184回第一部会）
平成30年 2月28日	審議（第185回第一部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように

判断する。

ア 実施機関における請願の処理等について

(ア) 実施機関における請願の処理について

実施機関に提出される請願の処理については、東京都教育委員会請願処理規則（昭和 31 年教育委員会規則第 13 号。以下「請願処理規則」という。）が適用され、本件開示請求に記載されている「〇〇請願書」に係る請願が行われた平成〇年当時の請願処理規則では、受理した請願は実施機関において検討することとされていた。

当該請願については、平成〇年〇月〇日に開催された平成〇年第〇回教育委員会定例会の秘密会（以下「本秘密会」という。）において検討されている。

(イ) 教育委員会定例会秘密会について

教育委員会定例会の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）に規定するもののほか、東京都教育委員会会議規則（昭和 31 年教育委員会規則第 12 号。以下「会議規則」という。）が適用される。

本秘密会が開催された平成〇年当時の会議規則においては、人事案件など個人のプライバシー保護に配慮する必要がある案件あるいは率直な意見交換や意思決定の中立性等から公開とすることが適当でないと認められる案件について、出席委員の過半数で議決したときは秘密会を開くことができるとされており（旧 13 条）、その会議録は原則として非開示とされていた（旧 28 条 3 項）。

イ 東京都教育委員会文書管理規則について

実施機関における公文書の管理は、東京都教育委員会文書管理規則（平成 11 年教育委員会規則第 64 号。以下「文書管理規則」という。）に基づき行われている。

文書等の保存期間については、文書管理規則 44 条 1 項において、長期、10 年、5 年、3 年、1 年、1 年未満の 6 種であると規定されており、45 条 3 項において、教育長は、保存期間の基準に基づき、教育委員会の公文書に係る文書保存期間表（以下「文書保存期間表」という。）を定めるものと規定されている。

さらに、主務課長は、46条1項により、文書保存期間表に従い、その所管する課の公文書の保存期間を適切に定めなければならないとされ、同条2項により、その所管する課の公文書を、前項の規定により定めた保存期間が満了する日までの間、適切に保存しなければならないと規定されている。

また、主務課長は、同条3項により、文書保存期間表に定める保存期間を超えて保存する必要があると認める公文書については、総務課長の承認を得て、その必要な期間当該公文書を保存することができることとされ、51条1項により、文書等がその保存期間を満了したときは、当該文書等を廃棄するものとされている。

なお、保存期間が満了する日については、46条4項2号において、「当該公文書を職務上作成し、又は取得した日の属する会計年度の翌会計年度の初めから起算して当該保存期間が表示する期間の終了する日」と規定されている。

#### ウ 本件請求個人情報について

本件審査請求に係る請求個人情報は、「東京都教育委員会が保有する下記の請願書 ○○を求める請願書」に記載された審査請求人の情報（以下「本件請求個人情報」という。）であり、平成10年○月東京都教育委員会秘密会の会議録における記述から、本件請求個人情報が記載されている「○○を求める請願書」とは、平成10年に審査請求人から実施機関に提出された請願書であると認められる。

実施機関は、本件請求個人情報を不存在を理由として非開示とする決定を行った。

#### エ 本件請求個人情報の不存在の妥当性について

「教育委員会（都立学校）共通事案に係る文書等保存期間表」において、「陳情、請願の処理」に関する文書の保存期間は、「重要なもの」が「5年」、それ以外のものは「3年」と規定されている。審査会が実施機関に確認したところ、本件請求個人情報について文書管理規則に基づく保存期間を超える保存の事実もないとのことであり、平成10年当時の陳情、請願に係る文書である本件請求個人情報は、保存期間が「3年」とされていた場合には平成14年度に、保存期間が「5年」とされていた場合には平成16年度に廃棄されていると考えられる。

以上のことを踏まえると、本件請求個人情報は保有しておらず、存在しないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件請求個人情報を不存在

を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも